

# 税

## 固定資産税

### ■固定資産課税台帳（土地・家屋）の縦覧・閲覧制度

昨年中に土地や家屋に異動（売買・贈与・相続・分筆・地目変更・家屋の取り壊しなど）があった人は、縦覧・閲覧制度を利用して確認してください。

※詳しくは広報3月号をご覧ください。

### ■不服審査申出

令和5年度は、原則として地方税法に定められた基準年度の価格が据え置かれるため、不服審査の申出ができません。

ただし、土地の分合筆や地目の変換、家屋の新築などで新たに決定された価格や、地価の下落によって修正された価格などに、不服がある場合に限り、審査の申出ができます。

**受付期間** 公示日（4月3日（月）予定）以降納税通知書を受け取った日から3カ月以内

**申出先** 固定資産評価審査委員会

（総合行政委員会内）

### ■低所得者世帯にかかる固定資産税の減免制度 ※要申請

固定資産税・都市計画税について、低所得などの理由で納税が困難な世帯に対して土地・家屋の税額を2分の1に減免する制度を設けています。

**対象** 次の①～④の要件をすべて満たす人

①所有者要件

●納税義務者が次の(A)～(C)のうち、いずれかに該当すること

(A)昭和33年1月1日以前に生まれた人

(B)個人市民税・府民税において、特別障害者控除を適用できる人

(C)令和4年度個人市民税・府民税において、ひとり親または寡婦控除の適用がある人

②所得要件

●本人および生計を一にする人全員の所得が、市民税均等割非課税限度額以下の所得であること

③所有資産要件

●令和5年1月1日現在において、所有する固定資産が自己居住用（住民登録等をしていること）の家屋およびその敷地のみであること

●当該家屋の現況延べ床面積が120㎡以下であること

●当該家屋の現況延べ床面積が120㎡以下であること

### ④年税額要件

●土地・家屋の固定資産税（都市計画税を含む）の年税額が10万円以下であること

**必要な物** 本人確認ができる書類、固定資産税納税通知書（4月末以降発送予定）

**申請・問合先** 4月3日（月）から納納期限（令和5年度1期分）から申請の場合は5月31日（水）までに税務課へ

※納税が困難な世帯の負担軽減という趣旨から、すでに納付済の税額については減免を受けることができません。

### 法人市民税に係る開設届を

法人市民税とは、市内に事務所、事業所、寮などがある法人、人格のない社団（収益事業を行うものに限り）などが納める税金です。市内に新しく会社を設立したとき、事務所などを開設したときは届出が必要です。（税務署および府税事務所への提出とは別に届出が必要）

法人市民税には、国税の法人税額を課税標準として算出する法人税割額と、資本金等の額と市内の従業者数により算出する均等割額とがあり、事業年度終了の日の翌日から2カ月以内に、申告書を税務課へ提出するとともに、法人税割額と均等割額の合計額を納付していただくことになっています。

**問合先** 税務課  
※赤字決算となり、国税の法人税額が0円となった場合も、均等割がかかりますので、申告と納付が必要で、申告義務があるにもかかわらず申告書の提出がない場合、未申告法人として調査し、その結果により決定課税の行政処分をすることがあります。詳しくは問い合わせください。

## eL-QR、eL 番号の付いた納付書で電子納税が利用できます

今年度からeLTAXの地方税共通納税システムで電子納税できる税目が追加されました。

これまでeLTAXの地方税共通納税システムで利用できた法人や事業所だけでなく、個人の納税にもeL-QR、eL番号の付いた納付書があれば、インターネットから地方税お支払サイトで納税することができます。また順次、二次元コードに対応した全国の金融機関、スマホアプリでも納付できるようになります。

**対象税目** 5月に一齐に発送される固定資産税・都市計画税（償却資産分含）および軽自動車税（種別割）※当初納税通知書の納付書に限る。取扱期限がすぎた納付書では利用できません。今後、全国的な制度に合わせて、利用可能科目、納付書を追加します。

### 問合先 税務課

※一齐に発送される当初納税通知書の納付書以外の再発行依頼などで送付した納付書では、二次元コードを付すことができませんのでご利用になれません。地方税共通納税システム、地方税お支払サイトで納税された場合は、領収証書、軽自動車継続検査用納税証明書は交付されませんので、必要な場合は、金融機関・コンビニエンスストアなどでお支払いください。詳しくは、eLTAXホームページ (<https://www.eltax.lta.go.jp/>)、地方税お支払サイト (<https://www.payment.eltax.lta.go.jp/>)、市ホームページをご確認ください。



市税などの納付に一部のスマートフォンアプリの請求書支払いが利用できます

市税などの納付に「PayBI」[PayPay] [LINE Pay] [FamiPay] [au PAY]が利用できます。スマートフォン、タブレット端末から、納付書に印字されているQRコードを読み取ることで、市税などの納付ができます。ぜひ利用してください。

※ 「PayPay」 [LINE Pay] [FamiPay] [au PAY] の利用には、事前にアプリ内でチャージが必要です。詳しい操作方法は、各社ホームページまたは、ホームページをご確認ください。

納付可能対象

- 個人市府民税（普通徴収）
- 固定資産税・都市計画税（償却資産含む）

- 軽自動車税（種別割）
- 国民健康保険料
- 後期高齢者医療保険料
- 介護保険料
- 奨学金基金（「PayBI」のみ）

問合せ先 各担当課

※バーコードが印字されていない、または取扱期限がすぎた納付書では利用できません。領収

証書、軽自動車継続検査用納税証明書は交付されませんので、必要な場合は、金融機関・コンビニエンスストアなどでお支払いください。クレジットカードによる支払いはできません。



税務署からのお知らせ

問合せ先 泉佐野税務署 (☎462-3471)

令和4年分の確定申告の振替納付日は、下表のとおりです。

税 目	振替納付日（*）
令和4年分の申告所得税及び復興特別所得税の確定申告	4月24日(月)
令和4年分の個人事業者の消費税及び地方消費税の確定申告	4月27日(休)

（\*）…振替納税を利用する人は、事前に預貯金残高をご確認ください。残高不足などで振替納税できなかった場合には、各税目の納期限の翌日から納付日までの日数に応じて、延滞税の納付が必要となる場合があります。

